

会報

宮崎県建設業協会
機関誌

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS



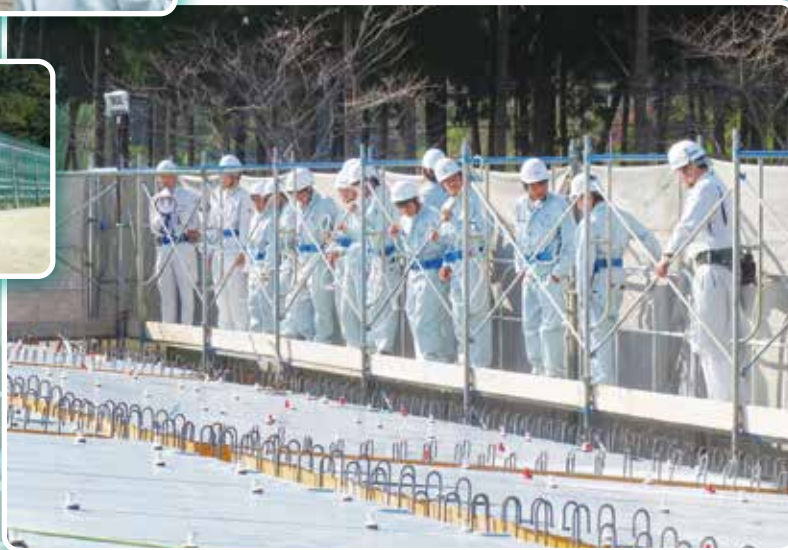
一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



就業体験 (インターンシップ) 平成26年10月15日(水)~10月17日(金)

写真 日向工業高等学校 建築科 2年 40名
受入企業/株式会社木村工務店、株式会社協栄、協栄建設株式会社、坂本建設株式会社、
杉本建設株式会社、緞川建設株式会社 ほか設計会社

現場見学会

平成26年11月10日(月) 9:55~13:00

写真 日向工業高等学校 建築科 1年 35名(うち女子0名) 教師 2名
受入企業/株式会社河北

2015.

9

No.491

目次 CONTENTS

●平成27年9月の行事予定	1
●県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（8月分）	2
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第5回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 「公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、県内全業者を対象に開催	7
4. 宮崎県建設業協会青年部連合会 第29回連合大会（小林大会）が開催される	8
5. 「おやじの日」現場見学会を開催しました	10
●雇用改善コーナー	
1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について	11
2. 「人材育成助成金」のご案内	12
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	14
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	17
●技士会	
1. 平成27年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	19
2. 平成27年度2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会のご案内	19
3. 「監理技術者講習」のご案内	20
●建退共	
1. 建退共制度がより有利な取扱いに変更されます	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	22
●厚生年金基金	
事業概況（7月分）	22
●建災防	
1. 平成27年度（第66回）全国労働衛生週間について	23
2. 平成27年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	24
●火薬協会	
1. 平成27年火薬類による事故（速報）	25
2. 講習会の日程について	27
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	28
2. 中間前払金制度のご案内	29
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済保険加入促進に向けて！！	30

平成 27 年 9 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育(延岡) 基金東諸地区説明会	
2	水	1級土木(実地)試験受験準備講習会(3日まで)	振動工具取扱作業従事者安全衛生教育(清武) 基金都城地区説明会	
3	木		建退共本部加入促進対策委員会(東京) 基金企業年金連合会常務理事運営責任者セミナー(仙台)	
4	金	県協会第6回常務理事会、県土整備部との意見交換会	小型車両系建設機械(整地・掘削)運転特別教育(5日まで延岡)	
5	土			
6	日			火薬類取扱保安責任者等知事試験(宮崎)
7	月		基金串間地区説明会	
8	火	土木施工管理技術委員会	現場管理者統括管理講習(清武)	
9	水	1級土木(実地)試験受験準備講習会(10日まで)		
10	木	九地整「おやじの日」DVD作成報告(福岡)	第52回全国建設業労働災害防止大会(11日まで大阪)	
11	金			
12	土			
13	日	建設業経理検定試験		
14	月	県協会第1回土木・労務資材対策委員会		
15	火		不整地運搬車運転技能講習(16日まで清武)	
16	水	2級土木試験実力テスト(17日まで)	基金納入告知書発送	
17	木	全建協議員会		火薬保安講習会(延岡)
18	金	県協会県議会議員との意見交換会	高所作業車運転技能講習(19日まで清武)	
19	土			
20	日			
21	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
22	火	国民の休日	国民の休日	国民の休日
23	水	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	木	九建協会会長会議(福岡)	基金代議員会	
25	金		車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習(26日まで清武)	
26	土			
27	日			
28	月		丸のこ等取扱い作業従事者教育(清武)	
29	火	全国建産連会長会議 建設業経理事務士3級特別研修(10/1まで宮崎)		
30	水		足場の組立て等の業務に係る特別教育(高千穂)	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（8月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
【H27.12.6宮崎開催】平成27年度（第23回）解体工事施工技士試験の開催案内	全国解体工事業 団 体 連 合 会	html
【H27.10.8-9宮崎開催】平成27年度(第16回) 解体工事施工技術講習の開催案内		html
H27.9.5 宮崎県防災講演会の開催案内	宮 崎 県	html

会員の異動状況

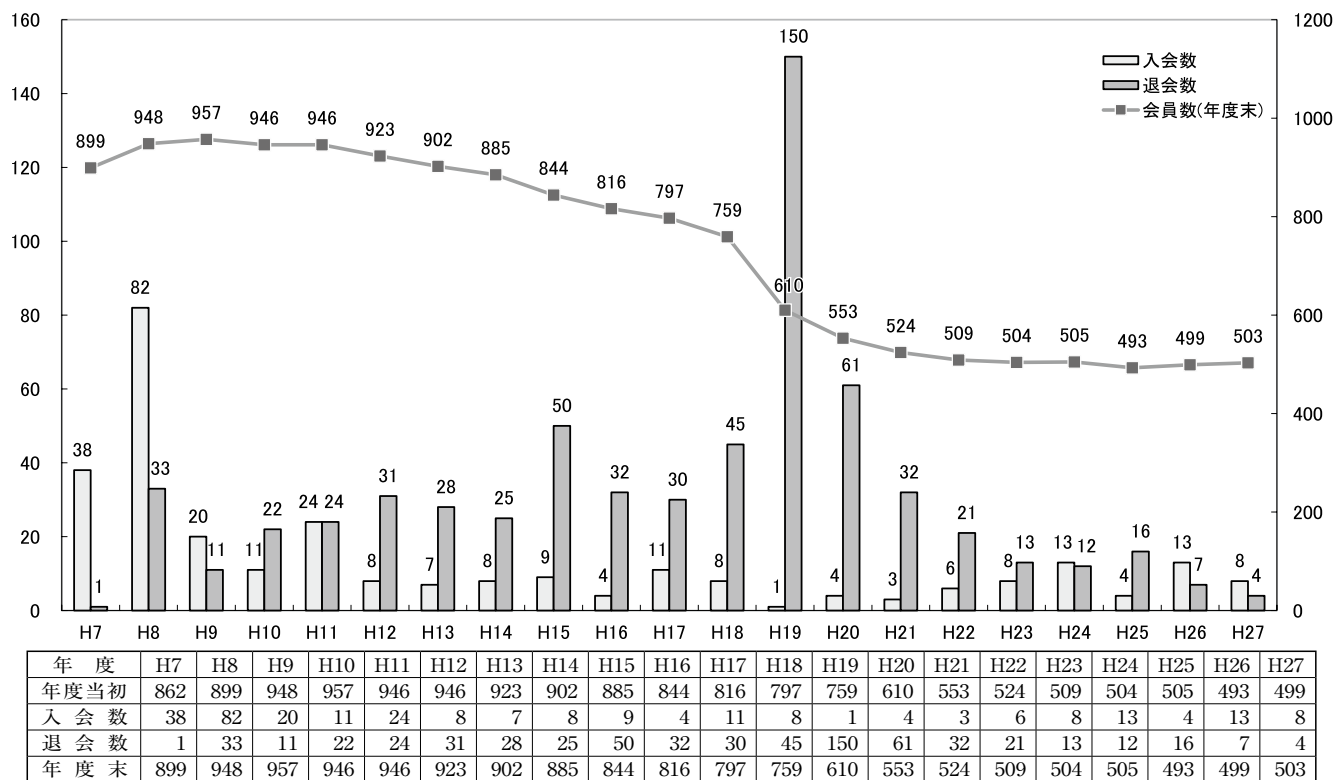
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
延 岡	村 上 建 設 工 業 (株)	代表者	村 上 芳 功	渡 部 秀 文

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
串 間	山 下 産 業 (株)	山 下 隆 士

宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H27はH27.8.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第5回常務理事会を開催

平成27年8月7日（金）午後11時00分、建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「台風シーズンになり、各地区協会におかれては土木事務所等と積極的に防災訓練を実施しているようで、お礼を申し上げる。

発注状況を見ると、九州各県とも例年と比較して工事が少ないようであるが、特に本県は見劣りする状況にある。本日の県との意見交換会では、担い手三法の理念を踏まえ、公共三部の早期発注について要望を行いたい。

また、県議会議員との意見交換会も日程が決まったため、本会としての意見を纏めたい。今後も各方面と意見交換を行っていくが、各地区協会長のご協力をお願い申し上げます。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第5回 常務理事会

議題1

「自由民主党宮崎県政経セミナー2015」について

山崎会長が7月31日（金）に行われた自民党県連による国政と県政に関するヒアリング結果について報告した。また、同日、8月24日（月）に開催される九州各県議会議長会において、九州建設業協会の「平成27年度補正予算に関する要望」が議長県（鹿児島県）から提案されるため、本会も星原県議会議長に要望書を提出したことを報告した。政経セミナーについては、政治連盟で対応することが承認された。

議題2

宮崎県耕地友の会50周年記念誌への広告掲載について

樫村事務局長が資料2に基づき、宮崎県耕地友の会から10年振りに刊行される記念誌への広告掲載依頼があったことを報告し、協賛することが承認された。

県協会が、地区協会分（1地区2万円）を含めて一括して支払い、各地区協会に請求することが承認された。

議題3

平成27年度建設人材育成・確保支援事業について

大谷総務課長が資料3に基づき、県との折半事業について報告した。地区協会が企画する工業系高校以外への出前講座については、魅力発信事業に該当し、講師の謝金、資料代等が助成の対象になることを報告した。また、東諸地区協会の現場視察に係るバスの費用は、技士会から助成することの報告がなされた。

10月23日（金）・24日（土）に開催される「第22回みやざきテクノフェア」に、建設技術フェアとして参加し、宮崎地区協会青年部の協力を得ることが承認された。

議題4

宮崎県議会自民党会派との意見交換会について

樫村事務局長が資料4に基づき、意見交換会の日程と会場、県議会自民党会派議員の出席者名簿について報告し、承認された。

県議会議員については、建設業界に詳しい議員を追加する方向で調整することが承認された。

宮建協

議題5

賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査について

榎村事務局長が資料5に基づき、全国建設業協会からアンケート調査の依頼を受けたことを報告し、各地区協会会長及び特Aクラスの会員企業にアンケートを実施することが承認された。

特Aクラスの会員企業は、各地区協会に選定を相談することが承認された。

議題6

地域懇談会・定例懇談会の提案議題について

榎村事務局長が資料6に基づき、本会の提案議題を2題報告し、承認された。

来年の地域・定例懇談会は本県が担当県になるため、今年の懇談会は、正副会長全員の出席が承認された。

議題7

その他**(1) 地域人づくり事業について**

有馬コーディネーターが参考1に基づき、研修修了者と研修継続者の状況、及び、第8回集合研修について報告した。

集合研修について、事業の継続ができれば魅力ある研修を取り入れる意見が出された。

(2) 第24回参議院議員選挙自民党公認候補者について

榎村事務局長が参考2に基づき、全国比例代表区（足立としゆき氏）及び宮崎県選挙区（松下新平氏）の公認が決定したことを報告した。

(3) 県土整備部と農政水産部の工事設計材料単価の違いについて

菊池土木農林課長が参考3に基づき、農政水産部は県土整備部に合わせて、8月から設計材料単価を改正することを報告した。

(4) 建築委員会開催報告について

堀之内委員長と大谷総務課長が参考4に基づき報告した。

(5) 九州地方整備局との意見交換会提案議題の回答について

榎村事務局長が、宮崎河川国道事務所から総合評価の地域貢献について、活動実績に関する資料の提供があったことを報告した。

(6) 平成27年度建設雇用改善推進表彰実施要領(案)について

大谷課長が参考6に基づき、表彰式を県の安全衛生大会が開催される11月11日（水）に実施することを提案し、承認された。

(7) その他

各資料に基づき報告審議等を行った。

①平成27年度補正予算に関する要望活動について

山崎会長が議題1の中で報告した。

②知事と建設産業で働く女性との意見交換会の開催について

榎村事務局長が報告を行い、本会は女性部から3名を推薦することが承認された。

③特定非営利活動法人宮崎社会基盤保全研究所設立について

坂元専務理事が報告を行い、本会から坂元専務理事が入会することが承認された。

④発注者別工事場所別前払金保証実績表について

山崎会長が議題1の中で報告した。

⑤九州鉄筋標準見積について

山崎会長が、宮崎県鉄筋業組合から提供を受けた見積書について、社会保険料事業主負担分の記載欄があることを報告した。

⑥防災訓練実施について

山崎会長が、延岡地区協会が防災訓練の実施資料を作成したことを報告した。

⑦マイナンバー制度について（資料なし）

榎村事務局長が報告を行い、現在様々な形で説明会が開催されているため、本会の説明会は時期をみて判断することが承認された。

議題8

9月・10月常務理事会開催日について

山崎会長が、9月常務理事会は9月4日（金）に決まったこと、また、10月は10月8日（木）に開催することを報告し、承認された。

議題9

県との意見交換会及び地域維持型契約に係る意見集約について

榎村事務局長が資料7に基づき、意見交換会について県土整備部の出席者、及び7月の意見交換会資料について報告し、続いて地域維持型契約について、各地区協会の意見を纏めた資料を項目ごとに報告し、意見を纏めた。

県との意見交換会では、次の6項目について要望することが承認された。

○当初予算の枠取りを大きくすることについて

○契約書（変更契約書を含む）代表構成員だけの押印と割印について

○精算事務の迅速化について

○指示書の指示事項の明確化について

○報告書様式の統一とマニュアル作成について

○作業員の単価を一般運転手と同じにすることについて

以上、午後3時20分、常務理事会を終了した。

2. 第5回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年8月7日（金）午後3時30分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、第5回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
老岐主幹、川野主査
技術企画課：木下課長、石井課長補佐
否笠主幹、春田主査
道路保全課：松田主幹、井崎主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・竹尾副会長
後藤・小野・堀之内・淵上・藤元・
河野（孝）・甲斐常務理事
事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

まずは、本日の意見交換会のお礼を申し上げます。

台風が頻繁に発生し、各地区協会も土木事務所と防災訓練を実施している。8月30日は総合防災訓練も行われるため、関係者全員で対応したい。折角の品確法も工事があってこそ話である。現在は特に工事が少ないので、早めの発注をお願いしたい。



山崎会長挨拶

【佐野部参事兼管理課長挨拶】

建設業協会には、日頃のご協力にお礼を申し上げます。

7月末、河野知事と各部長が財務省、国交省、自民党本部に対し、74項目に亘る平成28年度予算の要望活動を行った。県土整備部も道路、港湾、防災減災対策等12項目を要望したところである。谷垣副総裁及び県選出国会議員とは、ストック効果の資料を使って意見交換会を実施した。

総合防災訓練では、関係機関との連携を強化したいのでよろしく願いたい。また、7月に実施した建設業者研修会は、1,600名の参加をいただきお礼を申し上げます。



佐野部参事兼管理課長挨拶

◆意見交換

本会→メンテナンス業務が多いため、予算の枠取りをお願いしたい。

県→全事務所で50%消化しているため、第2・第3四半期をみて予算の要求をしていきたい。

本会→すべての構成員が契約書に押印と割印をする現状では、業務の簡素化にならないので善処していただきたい。

県→契約書に、代表者の押印だけで済むような条項を追加する方向で、法制担当と調整中である。

宮建協

本会→精算事務を早めをお願いしたい。

本会→指示書の指示事項をはっきりしていただきたい。

本会→報告書の書式を統一して、マニュアルを作っていただきたい。

本会→運転手と作業員の単価設定を同じにしていきたい。

県→総価契約になり、諸経費は共通仮設費から現場管理費に見直しされた。現場に行く時間は諸経費に含まれる。パトロールしながらの移動も経費に含まれる。

県→サポート体制は、主企業とサポート企業だけであり、それ以外の業者はできない。

本会→隣接する路線に動物の死骸を見つけた場合、対応できないとの回答をもらったが如何なものか。

県→特定 J V 乙型に該当するため悩ましい話になっている。労基署と意見交換をしていただきたい。今月、県も本省を交えた県下 4 監督署との打ち合わせで、具体的な事例として対応を協議したい。事故を念頭においた事例であるため、慎重な対応になる。

本会→作業量が多いため、サポート体制の強化が必要である。

本会→各地区との意見交換会における回答はいただけるか。

県→積算に関する意見が多くみられたが、本日各土木事務所に回答した。

本会→過去の実績を 15 年に延長することと、若年技術者の年齢については如何か。

県→検討中である。纏まったら回答したい。

本会→看板の金額表示と河川講習会参加の件は如何か。

本会→いずれも協議中である。同じく纏まったら回答したい。

本会→おやじの日は、高千穂では地元の親子連れも 10 組参加して、総勢 130 名の参加、日南市北郷も 100 名参加することをご報告する。

本会→農政水産部が今月設計労務単価を変更し、県土整備部に合わせたが、各部でタイムラグが生じるのはなぜか。

県→各部がそれぞれ対応しているためであるが、三部で合わせるように協議した。

本会→国体開催について、会場の改修費で、公共事業に影響が生じると懸念している。

県→関係部局で対応を協議することになるが、現時点では把握できていない。

本会→九州地区建設業協会で、県議会議長会に補正予算の要望を行うことをご報告する。

以上、午後 4 時 30 分、意見交換会を終了した。

3. 「公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、 県内全業者を対象に開催

公共工事の積算に用いられる設計労務単価は、毎年、国が実施する公共工事労務費調査において決定される。

しかし、その単価も平成11年度頃をピークに年々減少しており、昨今の入札制度改革や建設投資の大幅な減少が労務単価の減少に拍車を掛け、価格競争の激化、安値受注、利益低下、賃金低下、労務単価の低下、予定価格の低下といった悪循環に陥っており、この負のスパイラルが業界を更に疲弊させている。平成25～27年度の単価は、国の政策により、3度、宮崎県平均計約25%増加されたが、増加の幅については、調査の結果も加味して算定を行っているとのことである。

また、この調査の実態として、全体で34.4%の標本が「就業規則等の未提出」、「所定労働時間が法定労働時間以内であることが確認できない」、「賃金台帳等に受領印がない」等から棄却されている状況であり、その率を減少させることも改善の一つであると言われている。

本会においては、こういった状況を鑑み、実態に即した職種の選定や所定労働時間、実物給与、下請けへの指導など、調査票の記入も含めて正しく理解していただくために、「公共工事労務費調査説明会」を宮崎県建設業協会主催、宮崎県県土整備部共催のもと平成23年度より実施（会員企業向けの説明会は22年度より実施）している。本年度も三宅昌規講師（TM安全労務企画代表：大分）をお招きして、県内約4,600業者を対象に参加を呼びかけ、棄却率の減少や雇用改善の管理・徹底の推進を図った。

研修会は、7月14日から7月29日にかけて県内8箇所において開催し、約900社（名）が受講した。

また、本年度は、労務単価が上昇したことを受け、社会保険の加入や技能労働者への適正な水準の賃金支払いについても併せて周知・指導を図った。

有効標本率、棄却率（10月調査）

県名	有効標本率			棄却率		
	H24	H25	H26	H24	H25	H26
宮崎	69.1%	68.9%	73.7%	30.9%	31.1%	26.3%
鹿児島	69.3%	75.7%	72.7%	30.7%	24.3%	27.3%
九州	64.4%	63.8%	65.6%	35.6%	36.2%	34.4%
全国	65.6%	65.4%	66.3%	34.4%	34.6%	33.7%

※全体100%（有効＋棄却）



三宅昌規講師
（TM安全労務企画代表）



宮崎会場

H27 説明会参加者数

会場	会員	非会員	計	参加者
宮崎	45	210	255	264
日南	32	21	53	53
都城	33	83	116	119
小林	30	32	62	64
高鍋	20	43	63	64
日向	34	79	113	124
延岡	29	108	137	142
西臼杵	14	10	24	28
計	237	586	823	858

※会員・非会員・計（社）、参加者（名）

4. 宮崎県建設業協会青年部連合会 第29回 連合大会（小林大会）が開催される

◇ 式典

宮崎県建設業協会青年部連合会（川越昌一郎部長）は、8月21日に小林市文化会館で「第29回宮崎県建設業協会青年部連合会小林大会」を開催した。大会には、各地区の青年部員や来賓ら約180名が参加。大会スローガンに「縁（えにし）～ふるさとの未来を守るよき出会い～」を掲げ、これからの建設業を担う若人が一堂に集い、互いに友情や絆を深めると共に、各種活動を通じて地域の安全・安心に寄与していくことを固く誓った。

式典では始めに、主催者を代表して青年部連合会の川越部長が挨拶。川越部長は「建設業というのは、安全と経済を作っていく業界」であり、社会資本の整備を通じて「自然災害の危険に備えつつ、生活環境の安全及び経済発展を促している」と指摘する一方、業界に対する世間一般の理解が進んでいない現状を嘆いた。



川越部長挨拶

このような状況を踏まえ、川越部長は「一般の方々に我々の仕事を知ってもらおう努力をしていこう」と参加した青年部員に提起。そのために「まずは私達自身が建設業に対する理解を深めることが重要」であり、その結果として「世間は必ず建設業の必要性を知り、これが業界の良い兆しになり得る」と強調した。

このような状況を踏まえ、川越部長は「一般の方々に我々の仕事を知ってもらおう努力をしていこう」と参加した青年部員に提起。そのために「まずは私達自身が建設業に対する理解を深めることが重要」であり、その結果として「世間は必ず建設業の必要性を知り、これが業界の良い兆しになり得る」と強調した。

続いて、大会実行委員長を務めた坂口和也氏が挨拶。坂口氏は「地方のインフラだけでなく、故郷の未来を守るためにも、企業・官民の垣根を解いて、互いの縁（えにし）を深め、連携して課題に取り組んでいくことが必要だ」と述べ、大会を通じて多くの縁が生まれ、故郷の未来を守る担い手としての連携が進むことに期待を寄せた。



坂口大会委員長挨拶



青年連合会小林大会（小林市文化会館）

来賓祝辞では、招かれた多くの来賓を代表して、宮崎県の内田欽也副知事、衆議院議員の古川禎久氏、小林市の肥後正弘市長、宮崎県建設業協会の山崎司会長が挨拶した。

内田副知事は「災害対応等で皆様に頑張ってもらうためには、建設業が足腰の強い産業になる必要がある。そのためには、担い手3法をしっかりと施行していくことが大切だ」と指摘。改正法の趣旨を踏まえ、県下全市町村で歩切りの撤廃が申し合わせされたことなどを紹介し、「皆様と共に真剣に取り組んでいきたい」と述べた。



内田副知事挨拶



山崎県協会会長挨拶

一方、古川議員は、日頃から防災対応を含めて地域の発展に尽力している青年部に敬意を表すると共に、「安倍内閣の最重要課題は景気回復と地方創生であり、その政策を形にするうえで、建設業に大きな使命を担っていただいている」と強調。地方創生の実現に向けて「自らの技術力や企業としての能力を高めて欲しい」と協力を求めた。



古川衆議院議員挨拶

◇ 講演、活動発表

大会式典に先立ち、気象予報士・防災士の岸真弓氏を講師に招き、「天気を味方につける」と題して記念講演が行われた。

また、式典においては、県内11地区の青年部が昨年度に行った取り組みをスライドを使って発表。小中学校等での奉仕活動や建設業のPR活動、土木の日及び地域イベントへの参加、土木事務所との意見交換会などに積極的に取り組んだことを紹介したほか、30回の節目となる次回の青年部連合会大会を日向地区で行うことが発表された。



気象予報士・防災士 岸真弓氏の講演



活動発表

◇ 交流会

式典後に行われた交流会では、小林地区建設業協会青年部の齋藤勲部長が挨拶。「地元建設業者への期待と安心感をいただけるよう、社会貢献に積極的に取り組んでいくと共に、子供達に造ることの大切さや面白さを伝え、地域の皆さんにインフラ整備の重要性、維持管理の必要性を理解してもらうことにも努力していく」と意気込みを語った。



齋藤部長

また、来賓として招かれた宮崎県県土整備部の図師雄一郎部長は、これまでに青年部と行った意見交換等を通じて「皆様の精悍な顔立ちに、責任感の強さや志の高さを感じていた」ことを紹介。「皆様に本県の建設業界を牽引していただければ、足腰の強い、そして県民に信頼される建設業界になる」と期待を寄せた。

また、来賓として招かれた宮崎県県土整備部の図師雄一郎部長は、これまでに青年部と行った意見交換等を通じて「皆様の精悍な顔立ちに、責任感の強さや志の高さを感じていた」ことを紹介。「皆様に本県の建設業界を牽引していただければ、足腰の強い、そして県民に信頼される建設業界になる」と期待を寄せた。



長峯参議院議員挨拶



図師県土整備部長挨拶

鏡開きと乾杯の後、参加者は趣向を凝らしたアクションや歓談等を楽しみながら、積もる話に花を咲かせ、互いに親交を深めるとともに、明日への英気を養っていた。



交流会

5. 「おやじの日」 現場見学会を開催しました

平成 27 年 8 月 8 日（土）に、「おやじの日」現場見学会が宮崎地区、延岡地区で開催され、親子など 210 名ほどが参加しました。この見学会は、建設会社の社員、発注者、協力会社の身近な家族に間近で実際の仕事場での父親（おやじ）の働く姿を見てもらうことにより、子供達に土木工事の理解を深めて貰うと共にもっと父親（おやじ）の仕事を知ってもらうことを目的に、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所（一社）宮崎県建設業協会、宮崎県土木施工管理技士会が地区協会や関連施工業者の皆さんの協力を得て開催しました。

開催状況

宮 崎 地 区

日 時：8 月 8 日 9：30～13：30
場 所：日南市北郷町大藤 東九州道
大藤地区改良工区
参加者：大人 29 名
子供 小学生、中学生など 38 名
合計 67 名
参加者の内訳：国交省 3 家族 企 業 20 家族
技士会 5 名



親子など 67 名が参加しました。

延 岡 地 区

日 時：8 月 8 日 9：30～13：30
場 所：国道 218 号 高千穂日之影道路
大平山トンネル東新設工事
深角橋下部工工事 深角地区改良工事
参加者：大人 72 名
子供 小学生、中学生など 72 名
合計 144 名
参加者の内訳：国交省 2 家族 県市町 12 家族
企 業 20 家族 一 般 8 家族



親子など 144 名が参加しました。

雇用改善コーナー

1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 崎 司
(公印省略)

宮崎県高等学校PTA連合会会長から、平成28年3月高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望がありました。

会員企業におかれましては、要請の趣旨を十分ご理解いただき、積極的に若者の採用、育成に努めていただくようお願いいたします。

平成28年3月高等学校卒業予定者の 県内採用枠の拡大等に関する要望書

平素より、本県高校生の就職支援並びに既卒業者の雇用等に対しまして、多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。さらには、若者の将来に対しての人材育成に関しまして多面にわたりご協力とご支援をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

今春の新規高等学校卒業者の県内における求人数、就職内定率は、共に近年希にみる増加となっております。これもひとえに皆様のご支援の賜物であると重ねて感謝申し上げます。

県高等学校PTA連合会としましては、このような状況を踏まえ、就職を希望する高校生に対して、企業を知るための求人事業所説明会の開催、インターンシップや就業意識啓発のためのセミナーの開催など、取り組んでおります。

一方、働く子どもたちは、コミュニケーション能力の不足、忍耐力不足の子どもも一部見受けられます。これらに関しましては、我々保護者も家庭教育の責任を痛感しているところです。今後は、学校や行政、地域社会、家庭の連携のもとに、家庭教育の中で基本的な生活習慣の確立と職業人としての識見と素養を身につけさせ、職場の一員として活躍できるよう精いっぱい支援していく所存です。

宮崎で働き、そして宮崎で暮らしていきたいと願う前途ある若者が、県内に留まるためには、地域における働く場の確保が不可欠であります。今後の宮崎県の発展のために子どもたちが貢献できますよう採用枠の拡大につきまして、特段のご配慮をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

平成27年7月22日

宮崎県高等学校PTA連合会
会 長 長 岡 政 吉

一般社団法人 宮崎県建設業協会会長 殿



雇用改善

2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額	※()額は大企業の額													
人材育成 コース	有期契約労働者等下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額														
	◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学）	<table><tr><th>訓練の種類 訓練時間数</th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th><th>中長期的 キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>			訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
	訓練の種類 訓練時間数				一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練										
	100h未満				10万円(7万円)	15万円(10万円)										
	100h以上200h未満				20万円(15万円)	30万円(20万円)										
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)														
◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）																
◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））																
◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	※育児休業中訓練は経費助成のみ															
		◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円(700円) ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円														
		詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ														

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) 経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業 【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く) 経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦) ：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練 経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】 経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

雇用改善

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内

（職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
（社会保険労務士、中小企業診断士など） | ○ デジタル式運行記録計（デジタコ） |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
（計画的付与制度の導入など） | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど）（注：成果目標をいずれも達成した場合
のみ、支給対象となります。） |

などの
導入・更新

（※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | | |
|---|--|----------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア | } などの
導入・更新 |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 | |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) | |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 | |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) | |
- (※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、**週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。**

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」*及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)Web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費		助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象		対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額
成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合

下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{《担保掛目》}$
100%(完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済}$
----	--

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成27年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

平成27年7月5日（日）に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が8月19日（水）に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者番号は、（一財）全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

昨年の合格率の全国平均は58.5%でしたが、今年は54.6%と昨年より3.9ポイント下回りました。

● 学科試験実施状況

（平成27年7月5日実施 全国13地区30会場）

試験地	出席者数	合格者数	合格率（%）
札幌	1,486	789	53.1
釧路	263	132	50.2
青森	583	328	56.3
仙台	3,137	1,818	58.0
東京	10,261	5,821	56.7
新潟	1,342	733	54.6
名古屋	3,789	2,061	54.4
大阪	5,483	2,815	51.3
岡山	1,200	608	50.7
広島	1,204	662	55.0
高松	1,323	768	58.0
福岡	4,919	2,609	53.0
那覇	820	407	49.6
計	35,810	19,551	54.6

2. 平成27年度 2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会のご案内

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事があります。

建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2級土木施工管理技術検定試験は10月25日（日）に実施されます。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようお願い申し上げます。

【CPDS認定講習会】

2級 実力テスト（2日間）	
日 時	平成27年9月16日（水） ～ 9月17日（木）
場 所	宮崎県建設会館 （宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 （0985－31－4696）

3. 「監理技術者講習」のご案内

平成 27 年度第 2 回目の監理技術者講習を、平成 27 年 7 月 28 日(火)に「宮崎県建設会館」で開催し 56 名が受講されました。

平成 27 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

下記のとおり、今年度はあと 1 回です。有効期限は、講習修了後 5 年です。更新時期にきている方は受講してください。

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証の 2 枚のカードが必要となり、現場に携帯しなければなりません。

日 程	会 場
平成 27 年 11 月 12 日 (木)	宮崎県建設会館

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
(TEL 0985 - 31 - 4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額 3,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

建退共

1. 建退共制度がより有利な取扱いに変更されます

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成 28 年 4 月 1 日から建退共の制度が下記のとおり変更される予定です。

※ 次の取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日以降に退職金の請求事由に該当する場合（退職など）に適用されます。

I. 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき 5 年に 1 度行うこととされている検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが 2.7% から 3.0% に引き上げられます。

このため、退職金の額に関する政令が改正される予定です。

※ 利回り引き上げは、平成 15 年 10 月（310 円証紙）の掛金から適用されます。

II. 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が 24 月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが 12 月未満に緩和されます。（死亡による場合は 12 月未満で変更ありません。）

※ 12 月以上 24 月未満の退職金は、掛金より減額して支払われます。

III. 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度（※）との間を移動した場合、現在、退職後 2 年以内であった通算の申出期間が 3 年以内まで延長されます。

※ 上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度

建退共制度：建設業退職金共済制度

清退共制度：清酒製造業退職金共済制度

林退共制度：林業退職金共済制度

IV. 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給していましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※ 建退共制度から中退共制度へ移動通算した場合に適用されます。

お知らせ

9 月 24 日（木）は、パソコンシステムの変更作業を行うため、終日、手帳更新、履行証明などパソコンを使った事務処理ができません。

当日は、窓口にお越しいただいた場合は、書類をお預かりし、翌日処理することになります。ご迷惑をお掛けしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

区分 月別	共 済 者 数 契約者数	被共済者数
6月末計	社 名 2,812	48,761
加 入	8	111
脱 退	3	82
7月末計	2,817	48,790

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	758	81	73,392	62,291
27 年度分	2,970	403	356,659	145,625
制 度 創 設 累 計	421,103	47,714	29,136,216	114,115,599

厚生年金基金

事業概況（7月分）

1. 適 用

(平成27年7月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
291	3,389	520	3,909

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	39	12,439,400	183	69,848,300
	失 権 者	6	936,300	52	10,381,400
選 択 一 時 金		21	10,183,700	54	29,920,200
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		12	2,090,400	50	8,333,500
遺 族 一 時 金		0	0	1	955,000

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,361	1,453,696,700	6,182	1,356,859,300	80	45,389,200	99	51,448,200

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	18,172,515,455 円
----------	------------------

建災防

1. 平成27年度（第66回）全国労働衛生週間について

本 週 間 / 10 月 1 日 ～ 10 月 7 日

準備期間 / 9 月 1 日 ～ 9 月 30 日

<スローガン>

「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 66 回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、昨年より減少して 105 人となりましたが、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成 26 年は 51.9% に上っています。

さらに、本県における自殺者数は、平成 24 年以降 300 人を下回っていますが、平成 26 年の厚生労働省「人口動態統計」によりますと、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は 23.9（全国順位 3 位）となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は重要な課題となっています。

昨年 6 月の労働安全衛生法の改正により、本年 12 月 1 日から、作業者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）等が義務付けられました。（労働者数が 50 名以上の事業場）このことから、職場でのストレス等による精神障害を予防するメンタルヘルス対策の積極的な取り組みが求められところです。

また、建設業における業務上疾病の全国状況をみると、腰痛が依然として多く発生し全体の 30% を占めており、熱中症も 20% という状況にあります。また、石綿、じん肺、振動障害による労災認定件数も全産業の中で高い比率を示しています。

このような状況を踏まえ、本年度は、

**「職場発！心と体の健康チェック
はじまる 広がる 健康職場」**

をスローガンとして 9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とし、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として実施されます。

この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。



建災防

2. 平成 27 度 宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月11日（水）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。



安心安全な職場づくりを目指して

平成27年度 宮崎県産業

安全衛生

大会

2015

11/11

水

参加無料

講演

「快適な職場環境を考える」

～禁煙・メンタルヘルス対策～

宮崎大学医学部社会医学講座公衆衛生学分野
教授 黒田嘉紀氏

会場／宮崎市佐土原総合文化センター

宮崎市佐土原町下田島 20527-4 TEL.0985-72-2998



↑至新富
久保総合公園
佐土原バイパス
佐土原高
佐土原総合文化センター
佐土原総合支所
セブンイレブン
至市街地

【交通アクセス】

- ◆電車／JR佐土原駅から徒歩5分
- ◆バス／宮崎市街方面より
光陽台行き→広瀬台下車→徒歩3分
高崎行き→佐土原駅下車→徒歩5分
- 西都市方面より
佐土原高校行き→広瀬台下車→徒歩3分
- 高崎町方面より
宮交シティ行き→佐土原駅下車→徒歩5分

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会

宮崎労働基準協会／建設業労働災害防止協会／林業・木材製造業労働災害防止協会／
陸上貨物運送事業労働災害防止協会／建設荷役車両安全技術協会／宮崎産業保健総合支援センター



共催 全国労働基準関係団体連合会

後援 宮崎労働局／管下労働基準監督署／宮崎県／宮崎市／連合宮崎／宮崎県労連／宮崎県経営者協会／
宮崎県商工会議所連合会／宮崎県商工会連合会／宮崎県中小企業団体中央会

お問い合わせ先／大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853 Fax.0985-28-9080

火薬協会

1. 平成27年 火薬類による事故（速報）

平成 27 年 1 月 1 日から 7 月 31 日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。

引き続き、基本遵守の火薬類の取扱いで事故防止に努めてください。

【Ⅰ】 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種 類 別	件 数	計	人 数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	5	25	0	0	0－3	2－13
	煙 火	16		0		2－10	
	が ん 具 煙 火	4		0		0－0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	1	1	0	0	0－1	0－1
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	6	26	0	0	0－4	2－14
	煙 火	16		0		2－10	
	が ん 具 煙 火	4		0		0－0	

【Ⅱ】 事故一覧（産業火薬・消費中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2 月 23 日 12：10 頃	岩手県 一関市	0	0－0	C	鉦内の搬送路を拡張するため発破をしたところ、発破現場より 60 m ほど離れた破砕機棟の屋根三ヶ所に飛石による穴が開いた。
2	2 月 23 日 16：35 頃	和歌山県 西牟婁郡 白浜町	0	0－2	C	坑口から入って約 15 m の地点で盤下げ発破を行っていた。坑内に見張員を配置し、装薬（約 9.6kg）が完了し、点火者は防音扉の外に出て点火の準備をしていた。切羽側から作業員が近づいてきたため、坑内見張員が点火のタイミングを確認した。 点火者は、「先に打つ」と伝えたが、見張員は「先に通す」と聞き間違い、作業員を坑口に向かわせたところ発破により作業員 2 名が負傷した。

3	4月9日 16:20頃	秋田県 大館市	0	0-1	C	被災者は、警戒のため、発破箇所から約190m離れた退避場所で、点火5分前のサイレンを鳴らした後、点火に備えて鋼製受水槽の陰に退避していたが、起砕状況を確認しようとして退避場所から離れたところ、地面に当たって跳ね返った飛石(10cm×5cm)が腰部に当たり負傷した。また、付近に退避させていたバックホーも側面扉が変形し、フロント及び扉ガラスが破損した。
4	4月28日 12:25頃	岩手県 陸前高田市	0	0-0	C	岩盤掘削における盤下げ発破作業を行った際、岩石1個(約10cm×5cm)が約100m離れた民家の屋根に飛散し瓦2枚を破損させた。
5	6月22日 11:40頃	広島県 広島市	0	0-0		採石のため岩盤に6ヵ所装薬孔に装填し発破を掛けたところ、通常最小抵抗線部分の自由面全体が緩慢に崩壊するところ、1ヵ所だけ火薬の装薬箇所前面の岩石が飛散し、約400m離れた事業所の車両及び作業場の屋根を破損させた。

【Ⅲ】 事故一覧 (煙火消費中 ～負傷者有のみ)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	3月10日 16:30頃	岡山県 井原市	0	1-0	C	猿の駆除のため、動物駆除用煙火(撃退王単発)を専用ホルダーに入れようとしたが入らなかったため、直接手に持ち使用したところ、その場で破裂し、右手首から先を欠損した。
2	5月2日 8:20頃	青森県 弘前市	0	0-1	C	午前8時10分頃、高校陸上競技部のマネージャーが部屋に保管していた競技用紙雷管が入っている保管容器を練習で使用するため、事故発生場所に持ち出し、日当たりの良い場所に置いていた。午前8時20分頃、競技用紙雷管を確認しようとして、陸上競技部の部員1名が容器を開けたところ、中に入っていた約100粒が爆発し負傷した。 (気象状況: 晴れ、北の風1.1m/s)
3	6月10日 18:40頃	島根県 大田市	0	1-0	C	依頼を受けて自治会内の猿を撃退するために、動物駆逐用煙火を手を持って使用したところ、1発目は成功したが、2発目が暴発したため負傷した。煙火は回収対象品となっている撃退王。
4	7月19日 19:30頃	愛知県 豊橋市	0	0-2	C	豊橋祇園際において、手筒煙火を消費中に暴発し、観覧者2名が負傷した。
5	7月25日 20:35頃	宮城県 柴田郡 川崎町	0	0-1	C	煙火消費中に開発後の残滓が、安全な距離外に飛来して河川敷の枯草約2㎡が焼損した。周辺住民が粉末消火器(3本)を使用し消火した。
6	7月26日 20:40頃	静岡県 富士市	0	0-5	C	「富士まつり2015」の花火大会で、打ち揚げ花火の火花が観客に降りかかり、手や足などに火傷を負った5人が病院に搬送された。
7	7月26日 時間確認中	島根県 出雲市	0	0-1	C	通称小型煙火(中国製)に着火した際、通常は煙火発射後に小さく碎けるはずの煙火の底が碎けずに飛翔し、消費位置から約90m離れた場所にいた観客に当たり、額にこぶができた。なお、安全な距離は80mであった。

2. 講習会の日程について

保安手帳の受講記録欄を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月17日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00～17:00
10月22日	木	日向市	日向建設会館	
11月5日	木	西都市	西都建設会館	
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	397	▲14.3%	12,413	▲22.6%	1,061	▲27.2%	34,432	▲41.2%
平成26年度	463	▲9.2%	16,038	0.6%	1,458	▲6.2%	58,516	▲13.1%
平成25年度	510	51.3%	15,941	28.8%	1,554	49.4%	67,357	47.4%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

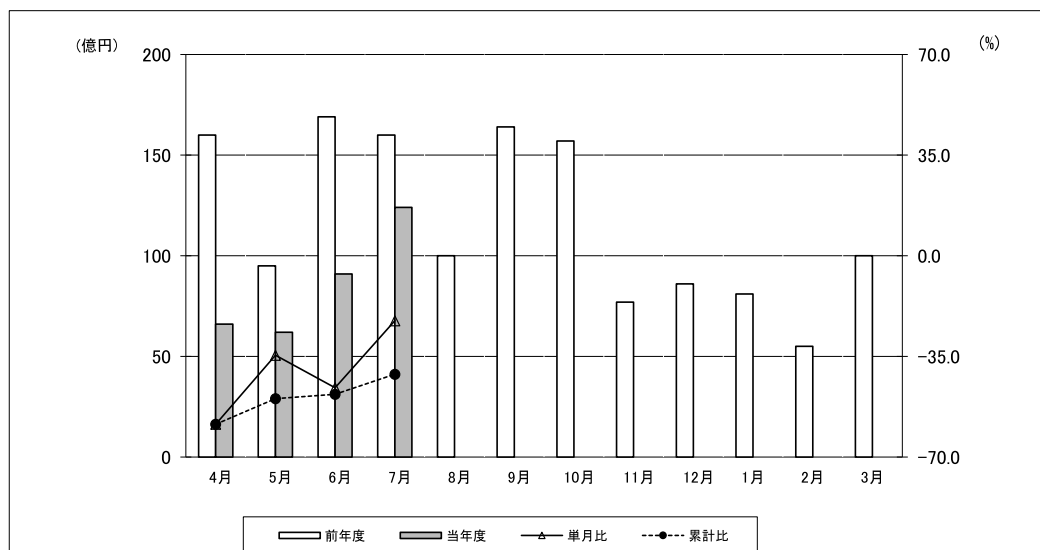
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	26	▲50.0%	1,574	▲64.5%	97	▲31.2%	7,511	▲51.1%
独立行政法人等	10	150.0%	787	74.4%	11	▲8.3%	1,918	42.5%
県	116	▲26.6%	4,065	▲22.9%	335	▲42.5%	9,852	▲41.3%
市町村	242	▲0.8%	5,844	13.0%	606	▲14.8%	13,213	▲43.4%
その他	3	▲40.0%	141	▲79.9%	12	9.1%	1,935	17.4%
計	397	▲14.3%	12,413	▲22.6%	1,061	▲27.2%	34,432	▲41.2%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	101	▲5.6%	4,184	21.3%	228	▲19.7%	8,704	▲12.7%
日 南	28	▲9.7%	1,996	92.7%	80	▲17.5%	4,670	11.5%
串 間	23	53.3%	249	57.6%	56	▲1.8%	849	▲32.0%
都 城	50	▲24.2%	1,775	▲15.5%	124	▲34.0%	5,035	▲46.1%
小 林	28	▲30.0%	721	▲62.0%	103	▲24.8%	2,701	▲34.8%
高 岡	5	▲61.5%	78	▲75.7%	34	▲45.2%	529	▲46.9%
西 都	19	▲20.8%	205	▲69.3%	65	▲36.3%	2,108	▲48.5%
高 鍋	20	▲23.1%	692	▲44.6%	54	▲29.9%	1,939	▲52.5%
日 向	63	▲17.1%	1,405	▲40.0%	152	▲28.6%	3,483	▲42.1%
延 岡	31	▲8.8%	545	▲76.2%	96	▲36.8%	2,426	▲78.5%
西臼杵	29	▲6.5%	557	8.3%	69	▲22.5%	1,982	▲36.3%
計	397	▲14.3%	12,413	▲22.6%	1,061	▲27.2%	34,432	▲41.2%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

<中間前払金のメリット>

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

<制度採用状況> **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

<請求可能要件> ■ **工期の2分の1を経過していること**
■ **工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること**
■ **当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること**

<保証申込時に必要な書類> ① **保証申込書** ② **使途内訳明細書** ③ **認定調書（通知書）の写し**

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 **TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167**

ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年7月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	24	781,278	▲35.1%	▲46.3%
宮崎市	5	67,625	▲37.5%	▲85.8%
都城市	2	146,610	0.0%	148.0%
延岡市	4	368,248	▲42.9%	325.6%
小林市	3	61,830	<	<
日之影町	1	38,880	<	<
計	39	1,464,471	▲32.8%	▲70.1%

建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進に向けて！！

「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。 今後も業界とともに。」

共済団は、本年 11 月 1 日に建設共済保険制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大の制度改正を実施いたしました。

本年も引き続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病 1～3 級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や 林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載による P R 活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり 2 万 4 千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い
- 元請・下請問わず無記名で補償
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い
- 企業の諸費用部分も補償
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い
- 経営事項審査において 15 点の加点

おかげさまで
45周年

公益財団の
建設共済保険

法定外労災補償制度
平成27年加入促進月間
10月1日→11月30日

事業主のみなさん、この機会に
「大きな安心」にお入りください。

無事故割引率が
2割拡大!

制度創設45周年、信頼と実績の共済団。今後も業界とともに。

公益財団法人 建設業福祉共済団
〒105-0001 東京都港区新橋2-1-15 新橋ビル5F TEL:03-5561-1451 FAX:03-5561-1474

建設共済保険 検索

本年 11 月 1 日に当制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大を実施しましたが、引き続き安定運営が行えるように一層の普及を図る為、今年は「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。今後も業界とともに。」をキャッチコピーに、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

保険料が 更にお安くなりました！

年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

無事故割引率 年間保険料
【旧】30% ⇒ 266,000円
【新】36% ⇒ 243,200円

22,800円も
お安くなりました。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

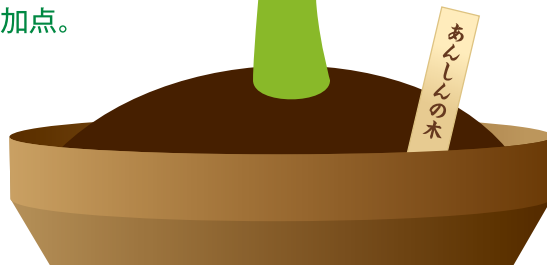
法定外労災補償制度

充実した制度で



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

保険料が安い



公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索